

ふくしま
林業

労働力確保支援 センターだより

第20号

発行：福島県林業協会
〒960-8043
福島市中町5番18号
(福島県林業会館内)
TEL 024-521-3270
FAX 024-521-3246
平成22年10月発行

[平成22年度林業労働力確保支援センター事業の概要]

1. 基幹林業労働者研修支援事業(県事業)

(1) 基幹林業労働者研修

基幹的な林業労働者となり得る者を対象に、林業に関する専門的知識及び技能を習得させるための研修を実施します。(研修生20名、研修日数40日間)

2. 森林整備担い手対策基金事業(林野庁補助事業)

低コスト林業を目指して高性能林業機械の活用を図るため、平成21年度より高性能林業機械の貸付事業を5年間の予定で実施しています。

(平成22年度 貸付機械 プロセッサ等23台)

3. 地域林業雇用改善促進事業(厚生労働省委託事業)

(1) 相談指導事業の実施

求人・求職情報の提供など求職者に対する相談、労働関係法規、各種制度、具体的事例など事業主に対する相談指導を実施します。

(林業雇用改善アドバイザー2名配置)

(2) 雇用情報収集・提供の実施

林業に係る求人・求職に関する情報、雇用改善に資する情報等を収集し、求職者及び林業関係事業主に対してその情報を提供します。(情報誌の発行2回)

(3) 研修事業の実施

事業主、労務担当者等を対象として雇用管理の改善に関連した講義による研修を実施します。

(雇用管理セミナー1回)

(4) 委託募集の実施

募集採用等に係る諸問題の改善を図るとともに、求人情報を求職者にPRするために共同改善計画構成事業体の委託募集を実施します。(募集チラシの印刷1回)

(新聞の折り込み1回)

(5) 林業雇用改善コンサルタントによる専門的な相談の実施

個別具体的な指導・助言を必要とする林業事業体に対し、人事・労務管理に関する各分野の専門家による専門的な相談を実施します。

4. 緑の雇用担い手対策事業(林野庁補助事業)

平成18年度から実施されており、平成22年度も引き続き実施します。

5. その他の事業(厚生労働省)

(1) 林業就業支援事業

新たな林業への就業を希望する方々に対して、林業現場体験や林業への円滑な就業を支援することを目的に実施します。

基幹林業労働者研修が始まる

平成22年度の基幹林業労働者研修が、7月20日～12月3日までの間、40日間の長期にわたり実施していくことになりました。

この研修は、これからの林業の担い手になる人を対象に、林業に関する専門的な研修を実施し、様々な森林整備に精通したリーダーとなる林業労働者を育成・確保することにより、林業労働力の充実強化を促進するためのものです。

平成22年度は、昨年よりも6名多い20名の方が受講しています。

研修内容は、林業に関する知識、高性能林業機械の実習、簡易作業道の作り方、先進的経営の林家や木材市場の視察及び玉掛け、小型移動式クレーン、小型車両系建設機械等の森林整備に必要な運転技能講習等の受講となっております。



研修生一同



福島県林業研究センターの木材加工棟の視察



林地測量の実習

高性能林業機械の活用を

はじめに

現在、我が国の林業は生産性や経費を欧州諸国と比較すると大差がある。だが、一部の素材生産者等は、既に高い生産性を実現している。この要因は高性能林業機械を一連の作業工程の中に効率性を高め活用したためである。

高性能林業機械の活用

これらの情勢を踏まえ、福島県林業協会林業労働力確保支援センターでは、間伐をはじめとする森林整備を促進するため、通常より廉価で高性能林業機械の貸付を行っている。貸付台数は、平成21年度が49台、今年度は23台を予定し事業を実施する。

昨年度49台の県内方部別（各農林事務所）内訳は、県北5台、県中3台、県南14台、会津7台、いわき12台、相双8台となり、県南・いわき方部がより多く導入されている。高性能林業機械の導入の主たる目的の1つは、生産性の向上である。一方、平成22年度版森林・林業白書によると素材生産性（間伐）の観点から $10\text{m}^3/\text{人日}$ を大きく超える事業体があるのに対し、数 $\text{m}^3/\text{人日}$ に過ぎない組織が存在する状況である。

これらの状況から、単に高性能林業機械を導入した結果、生産性が向上するものではなく、使用方法が重要である。これは言い換えれば、手法や組合せ次第で生産性は飛躍的に向上する。

生産性の向上

生産性の向上を実現させるためには、高性能林業機械を活用し、機械を適切に配置する一連の作業工程の体系構築（伐倒・集材・造材・トラック積込み）が重要となる。高性能林業機械は作業能率が高い反面、維持管理費が高

いため、機械の有する能力を体系全体として最大限に発揮させることが肝要で、稼働率を高める必要がある。



プロセッサ・グラップルによる造材と集材

稼働状況の把握

福島県林業協会林業労働力確保支援センターでは、平成21年度に貸出した高性能林業機械の稼働率や施業状況を、汎地球測位システムを使用し、概要を把握すると共に、実際に事業体に赴き協力を得て資料を取りまとめている。



グラップル・フォワードによる積込と運搬

スイングヤーダ・プロセッサによる集材と造材



今後の課題

今後は、稼働実態を把握すると共に県内の事業体等を対象とし、高性能林業機械を有効に活用するための簡易作業道の構築をはじめとした、路網密度や規格の研修の充実を図る。その他、高性能林業機械作業システムや高性能林業機械オペレーター研修を昨年度より実施し、福島県の森林整備の一層の推進を図ることが必要である。

高性能林業機械オペレーター研修の開催

福島県林業協会林業労働力確保支援センターでは、平成21年度に高性能林業機械オペレーター研修を開催した。

1 目的 高性能林業機械を操作し生産性の向上と安全確保を目的に、現地で高性能林業機械による伐倒、集材、造材等の実践的な研修を行った。

生産性の向上には、日々の点検や管理が不可欠なため、機械の構造をはじめ維持管理技術や安全に関する知識等の習得を行った。

2 時期 中通：10月13日から10月14日の2日間 基幹労：11月16日から11月18日の3日間
会津：10月26日から10月27日の2日間 合計7日間実施

3 研修状況



学科（日常点検）



研修で使用したスイングヤーダ（右）とプロセッサ（左）



スイングヤーダによる集材



プロセッサによる造材

4 今後の目標 今後は路網整備と高性能林業機械が一体とした効率的な作業体系の研修を目指す。

「高校生」林業就業支援講習で林業体験

平成22年度林業就業支援講習を福島県立会津農林高等学校森林環境科2年生39名を対象に、9日間実施しました。

森林・林業の知識やチェーンソーを使った森林整備体験等を学習し、「救命法基礎講習」「刈払機作業従事者安全教育」「伐木等の業務に係る特別教育」等をつつがなく終了しました。

また、最後にこの講習の体験を基にアンケートを取り、・仕事の厳しさを実感した・大変な仕事だが、想像以上に楽しかった。伐採の仕方などを学べたのが良かった。・最初は簡単なものだと思っていたが、実際は難しかった。・危険な仕事だと再認識した・林業の認識が変わった・林業の仕事に興味を持つことができた。・作業中の事故が怖くなった。等の意見がありました。



刈払機の安全教育



チェーンソーの特別教育



森林整備の実習

「必ずチェック最低賃金!使用者も労働者も」

福島県の最低賃金が平成22年10月24日から変わりました。

一時間 **657円**

パート、アルバイト等を含めすべての労働者に最低賃金以上の賃金が支払われなければなりません。

このほか、福島県では次の産業別最低賃金
が決められています。

電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金

計量器・測定器・分析機器・試験
器・測量器械器具・理化学機械
器具、時計・同部品、眼鏡製造業
最低賃金

輸送用機械器具製造業
最低賃金

非鉄金属製造業
最低賃金

自動車小売業最低賃金

詳しいことは、福島労働局賃金室 TEL 024-536-4604
又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

雇用管理セミナー開催のお知らせ

事業主や労務担当者等を対象とした雇用管理セミナーを下記により開催しますので、多くの方々にご参加いただきますようご案内を申し上げます。

記

日時

平成**22**年**11**月**12**日(金)
13時30分～15時30分

場所

ビッグパレットふくしま
郡山市南二丁目52番地
☎024-947-8010

演題

労働関係法のポイントについて

講師

社会保険労務士 菅野 隆氏
行政書士

(社) 福島県林業協会組織の概要

名称 社団法人福島県林業協会（民法第34条による法人）

設立 昭和45年2月28日

事務所 本所／福島市中町5-18

TEL 024 (521) 3245(代) 024 (521) 3270 (労確センター直通)

FAX 024 (521) 3246

役員／会長 浅和定次

副会長2名・専務理事1名・理事24名・監事3名

組織

総会 — 役員会

会長 — 専務理事

管理部・管理課 5名

業務部 9名
(森林環境課)

林業労働力確保支援センター 6名



林業で働く人たちのために国が作った 《林業退職金共済制度》

をご存じですか!?

「この制度は、林業(育林業、素材生産業、山林種苗業等)を営む方なら、
専業・兼業を問わず、すべて加入できます。」

この制度について詳しいことは、下記にお問い合わせください。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

〒105-0011 東京都港区芝公園1-7-6 退職金機構ビル

TEL 03 - 5400 - 4334